

# 青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する 条例施行規則の一部改正の概要

## 1 改正の経緯及び趣旨

国では、特定非営利活動法人への寄附を促すため、平成 23 年度に特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）（以下「法」という。）における認定特定非営利活動法人制度のほか、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による個人住民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人について、都道府県条例による個別指定制度を創設した。

これを参考に、本県では、青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例（平成 27 年 3 月青森県条例第 1 号）（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成 27 年 5 月青森県規則第 26 号）（以下「規則」という。）を制定した。

この条例では、控除対象特定非営利活動法人に課す義務等の規定について、一部を除き、法における認定特定非営利活動法人制度（以下「認定制度」という。）を参考に規定している。

令和 3 年 6 月 9 日に法施行規則の一部が改正されたことから、条例と同様に認定制度を参考とする規則についても一部を改正するものである。

## 2 改正案の概要

令和 3 年 6 月 9 日施行の改正法施行規則において、法第五十四条第二項第三号に規定する認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類のうち、内閣府令で定める事項を記載した書類の一部（給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項）が改正された。

これに併せ、認定制度を参考に規定した規則についても、控除対象特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類について、改正法施行規則を参考に、「給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項」を「役員等に対する報酬又は給与の状況」に改正することとしたものである。

## 3 公布日等

公布日：令和 4 年 3 月 30 日

施行期日：公布日と同日